

令和6年2月西郷村農業委員会総会議事録

日時：令和6年2月15日（木）

午後1時30分

会場：西郷村文化センター大研修室

（会長挨拶）

- 1 開 会
- 2 定足数の確認
- 3 議事録署名人の選出
- 4 提出議案

（新規）

- （1）議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第1号）
- （2）議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第2号）
- （3）議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第1号）
- （4）議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第2号）
- （5）議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第3号）
- （6）議案第7号 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（事案第20号から第27号までの8件）

- 5 報 告

- （1）報告第2号 土地収用法に基づく事業の実施及び権利の設定について

- 6 協議事項
- 7 その他
- 8 閉 会

出席委員

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 12 圓 谷 光 良 委員 (会長) | 11 遠 藤 知 志 委員 (職務代理者) |
| 1 鈴 木 勝 晴 委員 | 2 岩 鍋 國 雄 委員 |
| 3 高 橋 正 人 委員 | 4 平 山 金 二 委員 |
| 5 小 林 彰 委員 | 6 菊 地 由美子 委員 |
| 7 島 田 弘 美 委員 | 8 小 山 田 祐 一 委員 |
| 9 眞 船 正 広 委員 | 10 小 針 永 子 委員 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 大 竹 正 樹 委員 | 2 近 藤 武 男 委員 |
| 3 緑 川 浩 美 委員 | 4 加 藤 武 委員 |
| 5 安 治 章 一 委員 | 6 菊 地 愛 美 委員 |
| 7 大 森 一 委員 | 8 徳 田 幸 夫 委員 |
| 9 藤 井 くに子 委員 | 10 相 川 仁 一 委員 |
| 11 今 井 修 一 委員 | 12 嶋 名 恵 子 委員 |
| 13 須 藤 好 行 委員 | 14 村 上 久 紀 委員 |
| 15 蛭 田 喜 一 委員 | 16 眞 船 良 二 委員 |

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局	鈴 木 弘 嗣	白 土 寛 典
	蓮 見 美和樹	

午後 1時30分開会

会長挨拶

○事務局（ ） 皆様、こんにちは。

定刻よりも若干早いですけれども、皆様お集りいただきましたので、これより農業委員会総会を執り行います。

初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○会長（圓谷） どうも皆さん、こんにちは。大変お疲れさまです。

季節も何か春めいて、あちこちで花が咲いたり、いい季節なんだけれども、また寒くなるというような、例年のように、暑さ寒さは彼岸までと言われてはいますが、農作業もこれから忙しくなるとは思いますが、十分に体には気をつけて頑張っていきたいと思っています。

それで、今日は議案が6件、報告1件ほどございますので、ご審議のほどをよろしくお願ひしたいと思います。では、よろしくお願ひします。

1 開会の宣告

○事務局（ ） 西郷村農業委員会会議規則第6条及び第16条の規定により、会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。

2 定足数の確認

○議長（会長） それでは、ただいま議長という大命を仰せつかりましたので、暫時の間、議長を務めさせていただきます。

それでは、ただいまから、令和6年第2回定例総会を開催いたします。

まず初めに、定足数の確認を行います。

農業委員12名中12名全員でありますので、欠席はないと。それから、推進委員の方におかれましても、今日は全員出席ということで、本当に喜ばしいことと思います。

そういうわけで、定足数は成立しておりますので、ただいまより総会を行います。

3 議事録署名人の選出

○議長（会長） それでは、日程第3、議事録署名人の指名について行います。

会議規則第14条第2項の議事録署名人ですが、議長より指名させていただきます。

3番高橋正人委員、6番菊地由美子委員、よろしくお願いします。

4 議 事

○議長（会長） それでは、早速ですが、議案を提出いたします。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明を願います。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ありがとうございます。

だいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。地区担当推進委員12番嶋名恵子委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

○12番推進委員（嶋名） 推進委員12番嶋名恵子ですが、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和6年1月31日、私、鈴木勝晴農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、4ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする地目は畑、現況も畑となっていますが、申請人が規模拡大ということで、今後も継続的に利用が見込まれます。現況は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

以上、現地調査の結果のご報告をいただきました。

それでは、農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） 6ページお聞きください。

意見決定の理由、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断します。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

同行されました鈴木委員、ありますか。

〔「ありません」〕

○議長（会長） その他、ご意見等ございますか。特にありませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長） よろしいですか。

それでは、採決いたします。

決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 委員全員賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第3号を議案といたします。

議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明を願います。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） だいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。地区担当推進委員12番嶋名恵子委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

○12番推進委員（嶋名） 推進委員12番嶋名恵子ですが、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和6年1月31日、私、鈴木勝晴農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、12ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする地目は田及び畑、現況も田及び畑となっていますが、申請人が新規就農ということで、今後も継続的に利用が見込まれます。現況は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございました。

以上、現地調査の結果の報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） 14ページお聞きください。

意見決定の理由、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断します。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

特にご意見はございませんか。

同行されました鈴木委員、ありますか。

〔「ありません」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（会長） それでは、採決いたします。

決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） ありがとうございます。

委員全員賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第4号を議案といたします。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） だいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。地区担当推進委員12番嶋名恵子委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

○12番推進委員（嶋名） 推進委員12番嶋名恵子ですが、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和6年1月31日、私、鈴木勝晴農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、22ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については工場及び店舗敷地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。現況は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

以上、現地調査の結果のご報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） 23ページご覧ください。

農地の区分、第3種農地。該当事項とした判断事由、非線引都市計画用途地域内農地。

24ページご覧ください。

都市計画区域決定の有無、計画区域内。地域地区の種類、工業地域。農業振興地域決定の有無、振興地域外。農用地区域決定の有無、農用地区域外。

以上のことから許可相当と判断しました。

○議長（会長） ありがとうございます。

以上で農業委員会の意見の説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思いますが、ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

特にありませんか。

鈴木委員、大丈夫ですか。

〔「はい」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（会長） それでは、採決いたします。

決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 委員全員賛成でありますので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございます。

○議長（会長） 次に、議案第5号を議案といたします。

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） だいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。地区担当推進委員12番嶋名恵子委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

○12番推進委員（嶋名） 推進委員12番嶋名恵子ですが、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和6年1月31日、私、鈴木勝晴農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、32ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については一般住宅用敷地としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。現況は添付の現況写真のとおりとなっていますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

以上、現地調査の結果のご報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） 33ページお開きください。

農地の区分、第3種農地。該当事項とした判断事由、未線引都市計画用途地域内農地。

34ページご覧ください。

都市計画区域決定の有無、計画区域内。地域地区の種類、第二種中高層住居専用地域。農業振興地域決定の有無、振興地域外。農用地区域決定の有無、農用地区域外。

以上のことから許可相当と判断しました。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

特にご意見はございませんか。

同行されました鈴木委員、ありますか。

〔「ありません」〕

○議長（会長） ありがとうございます。

その他ご意見等ございますか。ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（会長） よろしいですか。

それでは、採決いたします。

決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（会長） 委員全員賛成でありますので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。
ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第6号を議案といたします。

議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明を願います。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ありがとうございました。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査の結果の報告を求めます。地区担当推進委員12番嶋名恵子委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

○12番推進委員（嶋名） 推進委員12番嶋名恵子ですが、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

令和6年1月31日、私、鈴木勝晴農業委員、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。

現地調査の結果は、46ページの現地調査書のとおりで、許可を受けようとする土地については農業用施設としての転用ですが、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果の報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございました。

以上、現地調査の結果の報告をいただきました。

次に、事務局より農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（ ） 47ページご覧ください。

農地の区分、第2種農地。該当事項とした判断理由、その他の農地。

48ページお開きください。

都市計画区域決定の有無、計画区域外。農業振興地域決定の有無、振興地域内。農用地区域決定の有無、農用地区域外。

以上のことから許可相当と判断しました。

○議長（会長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、議席番号と名前を言って挙手を願います。

島田委員。

○7番農業委員（島田） 7番の島田です。

39ページ、事業計画書の⑦なんですけれども、法令により義務付けられている行政庁との協議状況において、空欄がありましたので気になったんです。

土壤汚染対策法、こちらの届出がまだのようなんですけれども、この申請において、この届出がまだであることは問題はないのでしょうか。

○議長（会長） 改め、この質問に対して、事務局よりのご説明を願います。

○事務局（ ） ご質問いただいた部分についてお答えいたします。

土壤汚染対策法についてなんです、基本的に土壤汚染対策法は、土壤が汚染された場合に係ってくる法令になっておりまして、届出予定というのは、しかるべき事態が起きたときに届出をするということで、こういった法令についても把握していますという旨の記載ということにしております。

○7番農業委員（島田） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（会長） その他ご意見等ございますか。

これは、規模が大きいのので県の判断になりますけれども、一応は議案として入れさせて、事務局長、説明はいいですか。

○事務局長（鈴木） こちらの案件につきましては、会長から今説明がありましたとおり、規模が大きいい件ということで、県案件になります。

先日、この県南地区の代表の白河の農業会長さん、矢野会長さんですけれども、お越しいただきまして、事務局の説明をしまして、現地のほうも見ていただいております。

今後、うちのほうで皆さんのお話しをいただきましたらば、県に進達をさせていただきます。

進達後、福島県農業会議のほうで常設審議会がございまして、そちらの案件になります。

説明は以上です。

○議長（会長） ありがとうございます。

その他ご意見等ございますか。

鈴木勝晴委員、大丈夫ですか。

〔「はい」〕

○議長（会長） よろしいですか。

それでは、採決いたしたいと思います。

決定することに賛成の委員の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 委員全員賛成でありますので、この議案は決定いたしました。

議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

○議長（会長） 次に、議案第7号を議題といたします。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法附則第5条に基づき、旧同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 以上、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明についてご意見のある方は、挙手を願います。

ありませんか。よろしいですか。

その他意見等はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（会長） ないようですので、よろしいですか。

それでは、採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 委員全員賛成でありますので、議案第7号は決定いたしました。
ありがとうございました。

5 報 告

○議長（会長） 次に、日程第5、報告事項に入ります。
事務局、よろしくをお願いします。

○事務局（ ） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの報告事項について発言のある方は、挙手を願います。
〔発言する者なし〕

○議長（会長） 特に発言はないようですので、この案件は以上で終わります。

6 協議事項

○議長（会長） 次に、日程第6、協議事項に入ります。
協議事項はありますか。

〔「なし」〕

7 その他

○議長（会長） 次に、日程第7、その他の事項に入ります。
事務局よりの説明をお願いします。

○事務局長（鈴木） それでは、事務局のほうから何点かちよっとお話しをさせていただければと思います。

まず、皆様の机の上に、福島県農業会議からの文書ですね、「農業委員会組織による能登半島地震義援金の募集について」という文書のほうを用意させていただいております。

次ページご覧いただければと思うんですけども、大本は全国農業会議所全国農業新聞から全国の農業委員会に向けて、今回、元旦にあの大きな地震により甚大な被害を受けている能登半島地方に義援金の依頼という内容でございます。

この件に関しまして、私のほうで事前に周辺の自治体の状況を確認しております。

まず、白河市さんです。白河市さんは、農業委員・推進委員1名につき1,000円で、もう既に義援金を送ったということでございました。

矢吹町さんは、当村と同じく、今日総会になっておりまして、事務局のほうとしては、お一人1,000円をお願いするというので、会長さんのほうから話をしているようです。

中島村さんは、委員の中に村議会議員さんがいらっしゃるしまして、村議会議員が、ちょっと私も詳しく分かんないんですけれども、一緒に団体に募金をする形が公職選挙法に当たるということで、中島村さんは、もう個別に対応してくださいという形になっているそうです。

泉崎村さんは、一人3,000円の募金をするということで、会長さんの提案になりまして、それで決定したというお話しでございました。

周辺の自治体、皆さん、義援金のほうに関しましては協力するという事になっておりまして、ぜひ当村でも協力のほうをしていきたいなと思っております。

参考までに、我々役場職員に関しましては、もう既に募金のほうをさせていただいております。今朝の福島民報にも新聞に出ていましたけれども、派遣職員2名、氷見市のほうに送りまして、募金を届けている形を取っております。

ここで皆さんに、まず、募金をするかどうかの判断と、するのであれば金額は幾らなのかということをごちよとお話しのほうをしていただければと思っております、よろしくお願いたします。

○議長（会長） ただいま事務局の説明がございました。農業委員会として、どうですか、皆さん。震災を持っている身として、一人1,000円ということでもありますので、ご協力願いたいと。

ご意見のある方はどうぞ遠慮なく。

はい。

○10番農業委員（小針） 農業委員10番の小針です。

個人的に既に1,000円分寄附をしてしまっていて、今どうしようかなと思ったんですが、1,000円だから協力しようかなというところですが、ちょっとタイミングが、もうちょっと早かったらなと思えました。

○事務局（ ） 恐らく小針委員は、いろんな立場の役職をされていると思います。今回は、あくまで農業委員さんとしての立場で募金のほうを協力いただければと思います。恐らく皆さんの中で、既に私はもう募金してあるよという方もいらっしゃると思います。ただ、今回はあくまで農業委員としての立場でご協力をいただければと思いますので、よろしくお願いたし

ます。

○議長（会長） 私たち農業委員でありますので、ぜひ、やはりご協力をしたいと思いますが、推進委員の方もぜひご協力をお願いしたいと思います。

○事務局（ ） では、お一人1,000円ということでご協力のほうをいただけるということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

この集金の方法なんですけれども、今日お手持ちがあれば頂く形でよろしいでしょうか。今日ご都合が悪いという方は、今月いっぱいぐらいまでに事務局のほうにお持ちいただければ、まとめて事務局のほうで送金のほうをさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（会長） では、能登半島地震義援金についての話は以上で終わります。

次に、令和5年度農地利用状況調査結果についてを議題といたしますので、事務局よりの説明をお願いします。

○事務局（ ） それでは、皆様、お手元に配付させていただきましたA3の「令和5年度農地利用状況調査結果」と書かれた資料をご覧ください。

こちらが令和5年度農地利用状況調査及び意向調査の集計結果となります。令和5年6月1日から皆様に調査を行っていただいたものになります。前期の農業委員・推進委員さんが調査していただいた分です。

こちら、最終的な調査対象農地は、全部で1万1,150筆、そのうち遊休農地となっている農地が、合計で2,067筆ございました。令和4年度と比較いたしますと、調査対象農地は73筆減少となっておりますが、こちらは主に農地転用に伴う減少とお考えください。また、遊休農地に関しては、57筆の減少となっており、延べ3万1,156平米の遊休農地を解消したという結果になってございます。

こちらに関しましては、前任の農業委員・推進委員の皆様のご尽力と、この場にいらっしゃいます皆様のご協力の下、実現できた結果と思いますので、引き続き、農地パトロールと遊休農地解消に向けた活動にご協力くださいますようお願いいたします。

また、新規で発生した遊休農地及び昨年に意向が確認できなかった遊休農地を対象とした意向調査の結果についてですが、対象筆数141筆、92世帯となっております。そのうち返答があったものについては、計50筆、34世帯となり、回収率といたしましては35%となりました。令和4年度に関しましては、大体50%ぐらいの回収率となっております。

こちらの回収率が低い理由といたしましては、毎年意向調査を発出しているにもかかわらず、

返信をいただけない対象者が例年残り続けているということがありますので、遊休農地の解消が進めば進むほど、このアンケートの回収率は高くなっていくと考えられます。

もし、皆様のお近くに、このように意向調査、毎年送られてくるんだけどもというところでご相談がありましたら、ぜひ返信していただくように促していただければと思います。

なお、令和6年度農地利用状況調査に関しましては、5月総会、5月17日金曜日の日に合わせて説明会を開催する予定となっております。こちらの説明会は、地域で委員さんになられた皆様に関しましては、我々事務局と一緒に現地パトロールにご同行いただきまして、調査の基準であったりとか、そういったところを実際に目で見て、ご説明させていただければと思います。そして17日午後からは、定例総会を行った後に、全体に向けて現地調査の説明会を開催させていただければと思っております。

調査期間に関しましては、昨年度と同じく6月1日から7月19日の期間で調査を行っていただこうと考えております。

ちょっと気が早いですが、5月の総会に関しましては、これから皆様に農地利用状況調査という1年の大きなイベントを迎えられることとなりますので、なるべくご参加いただけるように、今のうちから日程のほう調整いただけますと幸いです。

詳しい内容につきましては、またその日が近づいてまいりましたら調査のほうを通知させていただきます。

続いて、活動記録簿について。

1月分の活動記録簿の締切りが本日になっておりますので、お持ちの方は事務局までお持ちいただければと思います。また、本日分の活動記録簿のほうを、いつもどおり皆様の机の上に用意させていただいておりますので、こちらにお名前をお書きの上、お帰りの際は、そのまま机の上に置いてお帰りいただければと思います。

引き続き、活動記録簿の作成にご協力をお願いいたします。

私からは以上となります。

すみません、私、最後に、事務局のほうで、皆様に全国農業新聞のほうを配付させていただいております。直接手元に届くと思うんですけども、2月16日付の新聞に、推進委員でいらっしゃる近藤武男さんの実は記事のほうを掲載させていただいております。本当にご協力ありがとうございました。

ぜひ、皆さん、ご一読いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（会長） 特に皆さんのほうから何かご意見等ありますか。ないですか。

〔「なし」〕

8 閉会の宣告

○議長（会長） それでは、今日の総会で議長の席を下ろさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（ ） 本日の議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、西郷村農業委員会第2回定例総会を閉じます。

ありがとうございました。

午後 2時 分閉会